

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	渡海共第1号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(2)	渡海共第2号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業 はたはた小型定置網漁業 ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ ネットは、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ ネットは、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(3)	渡海共第3号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町（東野、落部、榮浜、入沢、熊石峯町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石船川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石巖岩町、熊石巖崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(4)	渡海共第4号	二海郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	八雲町（東野、落 部、柴浜、入沢、 熊石泉位町、熊石 折戸町、熊石相沼 町、熊石館平町、 熊石泊川町、熊石 黒岩町、熊石見日 町、熊石鮎川町、 熊石大谷町、熊石 平町、熊石轟岩 町、熊石根崎町、 熊石雲石町、熊石 鳴神町、熊石西浜 町及び熊石関内町 を除く）	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。</p> <p>エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。</p> <p>(4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p> <p>エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。</p> <p>オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。</p>	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ちか・たなご小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
					ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
					すけとうだら底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業						
					はもどろ漁業	5月1日から12月31日まで					
					(5)	渡海共第5号					
ふのり漁業											
わかめ漁業											
あさり漁業											
あわび漁業											
いがい漁業											
つぶ漁業											
ほたてがい漁業											
ほっきがい漁業											
うに漁業											
えむし漁業											
たこ漁業											
なまこ漁業											
(6)	渡海共第6号	二海郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	八雲町東野、落 部、柴浜及び入 沢	<p>(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。</p> <p>エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。</p> <p>(4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。</p> <p>ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p> <p>エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。</p> <p>オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。</p>	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ちか・たなご小型定置網漁業	12月16日から翌年8月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
					ます・ほっけ・かれい小型定置網漁業	12月16日から翌年8月31日まで					
					すけとうだら底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業						
				はもどろ漁業	5月1日から12月31日まで						
				第三種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から9月15日まで及び 12月15日から翌年2月末日まで					

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(7)	渡海共第7号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町（森町字砂原を除く）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(8)	渡海共第8号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 ほっけ・いわし・いかなご小型定置網漁業 すけとうだら底建網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 11月1日から翌年1月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町（森町字砂原を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(9)	渡海共第9号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 えぞわすれがいがい漁業 つぶ漁業 ほたてがいがい漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町字砂原	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(10)	渡海共第10号	茅部郡森町地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	森町字砂原	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、ほっけ・かれい底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、7メートル以下でなければならない。 (4) 漁業権行使規則には、すけとうだら底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・いわし・いかなご小型定置網漁業	12月16日から翌年8月31日まで					
					すけとうだら底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業						
				はもどう漁業	5月1日から12月31日まで						
第三種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで									
(11)	渡海共第11号	茅部郡鹿部町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町	なし	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがい漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
(12)	渡海共第12号	茅部郡鹿部町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで					
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
					ます・ほっけ・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(13)	渡海共第13号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市岩戸町、 双見町、大船 町、豊崎町、白 尻町及び安浦町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがいがい漁業						
					ほっきがいがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
(14)	渡海共第14号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市岩戸町、 双見町、大船 町、豊崎町、白 尻町及び安浦町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
					かれい刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
					ながずか刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業						
					ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					はたはた小型定置網漁業						
					ます・ほっけ・いか小型定置網漁業						
					ほっけ・かれい底建網漁業						
					(15)						
こんぶ漁業											
ちがいそ漁業											
てんぐさ漁業											
のり漁業											
ふのり漁業											
まつも漁業											
わかめ漁業											
あさり漁業											
あわび漁業											
いがい漁業											
つぶ漁業											
ほたてがいがい漁業											
ほっきがいがい漁業											
うに漁業											
えむし漁業											
たこ漁業											
なまこ漁業											

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(16)	渡海共第16号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市川汲町、 尾札部町、木直 町及び吉部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かれい刺し網漁業						
					たら刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで					
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ながずか刺し網漁業	3月1日から6月30日まで					
					にしん刺し網漁業						
					はたはた刺し網漁業	5月1日から翌年1月31日まで					
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年3月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで					
					ます・ほっけ・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
					第三種共同漁業	ちか地びき網漁業					
(17)	渡海共第17号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市銚子町、 新浜町、新八幡 町、絵紙山町、 新恵山町、富浦 町、島泊町、元 村町及び恵山岬 町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがいがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
(18)	渡海共第18号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市銚子町、 新浜町、新八幡 町、絵紙山町、 新恵山町、富浦 町、島泊町、元 村町及び恵山岬 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
(19)	渡海共第19号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市恵山町、 柏野町及び御崎 町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがいがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(20)	渡海共第20号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市恵山町、 柏野町及び御崎 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
					ほていお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
(21)	渡海共第21号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古武井 町、日ノ浜町及 び高岱町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがいがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
ほや漁業											
(22)	渡海共第22号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古武井 町、日ノ浜町及 び高岱町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業						
					ほていお刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					くりがにかご漁業						
					ひらつめがにかご漁業						
				第三種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで					

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(23)	渡海共第23号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほたてがし漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市豊浦町、 大洞町、中浜 町、女那川町、 川上町及び日和 山町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(24)	渡海共第24号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 第三種共同漁業	かれない刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めぼる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 ほっけ・かれない・いか小型定置網漁業 ほっけ・かれない底建網漁業 ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市豊浦町、 大洞町、中浜 町、女那川町、 川上町及び日和 山町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(25)	渡海共第25号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがし漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市日浦町及 び吉畑町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(26)	渡海共第26号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市日浦町及 び吉畑町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ほていお刺し網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
(27)	渡海共第27号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市原木町、 新二見町、浜町、 館町、泊町 及び弁才町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで					
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
たこ漁業											
なまこ漁業											
(28)	渡海共第28号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市瀬田来町、 汐首町及び 釜谷町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで					
					こんぶ漁業						
					ちがいそ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
たこ漁業											
なまこ漁業											
(29)	渡海共第29号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市原木町、 新二見町、浜町、 館町、泊町、瀬 田来町、汐首町 及び釜谷町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					たら刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	12月1日から翌年4月30日まで					
					ほていお刺し網漁業						
					ちか・たなご小型定置網漁業	12月15日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項				
(30)	渡海共第30号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市小安町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）				
					こんぶ漁業										
					ちがいそ漁業										
					のり漁業										
					ふのり漁業										
					まつも漁業										
					わかめ漁業										
					あわび漁業										
					いかい漁業										
					つぶ漁業										
					うに漁業										
					えむし漁業										
					たご漁業										
					なまこ漁業										
ほや漁業															
(31)	渡海共第31号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市小安町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）				
					たなご刺し網漁業										
					ひらめ刺し網漁業										
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業										
					ほていうお刺し網漁業										
					ちか・たなご小型定置網漁業										
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業										
(32)	渡海共第32号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市石崎町、 白石町及び鶴野町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）				
					こんぶ漁業										
					ちがいそ漁業										
					てんぐさ漁業										
					のり漁業										
					ひじき漁業										
					ふのり漁業										
					まつも漁業										
					わかめ漁業										
					あわび漁業										
					つぶ漁業										
					ほたてがい漁業										
					うに漁業										
					えむし漁業										
たご漁業															
なまこ漁業															
ほや漁業															
(33)	渡海共第33号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市石崎町、 白石町及び鶴野町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）				
					たなご刺し網漁業										
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業										
					ひらめ刺し網漁業										
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業										
					ほていうお刺し網漁業										
					ちか・たなご小型定置網漁業										
								第三種共同漁業	ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで					
									ほたてがい底建網漁業						
									たなご地びき網漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(34)	渡海共第34号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいぞ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(35)	渡海共第35号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほていうお刺し網漁業 ちか・たなご小型定置網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月15日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(36)	渡海共第36号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいぞ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松 町、志海苔町及 び根崎町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(37)	渡海共第37号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれない刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松 町、志海音町及 び根崎町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					たなご刺し網漁業							
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業							
					ほていうお刺し網漁業							12月1日から翌年4月30日まで
					ちか・たなご小型定置網漁業							12月15日から翌年7月14日まで
					ほっけ・かれない・いか小型定置網漁業							
					ほっけ・かれない底建網漁業							1月1日から12月31日まで
					はもどう漁業							5月1日から12月31日まで
(38)	渡海共第38号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市（狹戸町、双 見町、大船町、豊崎 町、白尻町、安浦 町、川尻町、尾札部 町、木直町、古部 町、鏡子町、新浜 町、新八幡町、緑紙 山町、新恵山町、常 浦町、島泊町、元村 町、恵山岬町、恵山 町、祐野町、御崎 町、古武形町、日ノ 浜町、高岱町、女郎 川町、川上町、日和 山町、中浜町、大瀧 町、豊浦町、吉雄 町、日浦町、原木 町、第二見町、赤 町、丸山町、館町、 泊町、弁才町、瀬田 来町、汐音町、釜谷 町、小安町、小安山 町、石崎町、白石 町、鶴野町、古川 町、石倉町、新湊 町、鏡亀町、志海音 町、赤坂町、瀬戸川 町、高松町及び根崎 町を除く。）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					こんぶ漁業							
					ちがいそ漁業							
					てんくさ漁業							
					のり漁業							
					ひじき漁業							
					ふのり漁業							
					まつも漁業							
					わかめ漁業							
					あかざらがい漁業							
					あさり漁業							
					あわび漁業							
					つぶ漁業							
					ほたてがし漁業							
					ほっきがし漁業							
					うに漁業							
					えむし漁業							
					たこ漁業							
					なまこ漁業							
					ほや漁業							
(39)	渡海共第39号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれない刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	函館市（狹戸町、双 見町、大船町、豊崎 町、白尻町、安浦 町、川尻町、尾札部 町、木直町、古部 町、鏡子町、新浜 町、新八幡町、緑紙 山町、新恵山町、常 浦町、島泊町、元村 町、恵山岬町、恵山 町、祐野町、御崎 町、古武形町、日ノ 浜町、高岱町、女郎 川町、川上町、日和 山町、中浜町、大瀧 町、豊浦町、吉雄 町、日浦町、原木 町、第二見町、赤 町、丸山町、館町、 泊町、弁才町、瀬田 来町、汐音町、釜谷 町、小安町、小安山 町、石崎町、白石 町、鶴野町、古川 町、石倉町、新湊 町、鏡亀町、志海音 町、赤坂町、瀬戸川 町、高松町及び根崎 町を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる・さば刺し網漁業							
					ほていうお刺し網漁業							12月1日から翌年4月30日まで
					ちか・たなご小型定置網漁業							12月15日から翌年8月31日まで
					ほっけ・かれない・いか小型定置網漁業							
					ほっけ・かれない底建網漁業							1月1日から12月31日まで
					くりがにかご漁業							
					はもどう漁業							5月1日から12月31日まで
				第三種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から翌年2月末日まで						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(40)	渡海共第40号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あかざらがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞいしかげがい漁業 えぞばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しやこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	北斗市七重浜、 東浜、中央、飯 生、谷好、富川 及び館野	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(41)	渡海共第41号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・きゅうりうお刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 かれい・いか・いわし小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業 がざみかご漁業 くりがにかご漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	北斗市七重浜、 東浜、中央、飯 生、谷好、富川 及び館野	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(42)	渡海共第42号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	北斗市矢不來及 び茂辺地	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(43)	渡海共第43号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市矢不來及 び茂辺地	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					たなご刺し網漁業							
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる刺し網漁業							
					かれい・いか・いわし小型定置網漁業							12月21日から翌年8月31日まで
					ほっけ・かれい底建網漁業							1月1日から12月31日まで
くりがにかご漁業												
(44)	渡海共第44号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市当別及び 三ツ石	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					のり漁業							
					ひじき漁業							
					ふのり漁業							
					まつも漁業							
					もずく漁業							
					わかめ漁業							
					あさり漁業							
					あわび漁業							
					いかい漁業							
					つぶ漁業							
					ほっきがい漁業							
					うに漁業							
					えむし漁業							
					たご漁業							
					なまこ漁業							
					ほや漁業							
(45)	渡海共第45号	北斗市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	北斗市当別及び 三ツ石	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					たなご刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる刺し網漁業							
					かれい・いか・いわし小型定置網漁業							12月21日から翌年8月31日まで
					ほっけ・かれい底建網漁業							1月1日から12月31日まで
					くりがにかご漁業							

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(46)	渡海共第46号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					ひじき漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					たいらぎ漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(47)	渡海共第47号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	木古内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たなご刺し網漁業						
					ほらめ刺し網漁業	12月21日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業						
					ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで					
					はもどう漁業	5月1日から12月31日まで					
(48)	渡海共第48号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	知内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつも漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					たいらぎ漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(49)	渡海共第49号	上磯郡知内町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	知内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					たなご刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる刺し網漁業							
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業							12月21日から翌年8月31日まで
					ほっけ・かれい底建網漁業							1月1日から12月31日まで
はもどう漁業	5月1日から12月31日まで											
(50)	渡海共第50号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字岩部、 字浦和、字日の 出、字三岳、字 塩釜、字月崎、 字福島、字日向 及び字白符	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					こんぶ漁業							
					つのまた漁業							
					てんぐさ漁業							
					のり漁業							
					ひじき漁業							
					ふのり漁業							
					まつも漁業							
					わかめ漁業							
					あわび漁業							
					いがい漁業							
					つぶ漁業							
					うに漁業							
					えむし漁業							
					たご漁業							
なまこ漁業												
ほや漁業												
(51)	渡海共第51号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	福島町字岩部、 字浦和、字日の 出、字三岳、字 塩釜、字月崎、 字福島、字日向 及び字白符	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					たなご刺し網漁業							
					ひらめ刺し網漁業							
					ほっけ・めばる刺し網漁業							
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業							11月1日から翌年8月31日まで
					ほっけ・かれい底建網漁業							1月1日から12月31日まで

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(52)	渡海共第52号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	福島町字宮歌、 字豊浜、字吉 岡、字館崎、字 吉野及び字松浦	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(53)	渡海共第53号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 たなご刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	福島町字宮歌、 字豊浜、字吉 岡、字館崎、字 吉野及び字松浦	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに 海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用 する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、180メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(54)	渡海共第54号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	松前町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(55)	渡海共第55号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					たなご刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
					ちか・たなご小型定置網漁業	12月21日から翌年8月31日まで					
					ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで					
ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで										
(56)	渡海共第56号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字館浜、 字札前、字赤 神、字静浦及び 字茂草	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					かき漁業						
					ささえ漁業						
					うに漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
(57)	渡海共第57号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字館浜、 字札前、字赤 神、字静浦及び 字茂草	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業						
ほっけ・かれい・いか小型定置網漁業	11月1日から翌年8月31日まで										
(58)	渡海共第58号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	松前町字小浜、 字清部、字高 野、字大津、字 江良、字二越、 字白坂、字原口 及び字神山	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					かき漁業						
					うに漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(59)	渡海共第59号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	松前町字小浜、 字清部、字高 野、字大津、字 江良、字二越、 字白坂、字原口 及び字神山	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(60)	渡海共第60号	山越郡長万部 町、二海郡八 雲町及び茅部 郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町、八雲 町（熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石豊岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町を除く）及び 森町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(61)	渡海共第61号	山越郡長万部 町、二海郡八 雲町及び茅部 郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 3月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	長万部町、八雲 町（熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石豊岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町を除く）及び 森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(62)	渡海共第62号	茅部郡鹿部町 及び函館市地 先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町、函館市 岩戸町、双見 町、大船町、豊 崎町、白尻町、 安浦町、川波 町、尾札部町、 木直町及び古部 町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(63)	渡海共第63号	茅部郡鹿部町 及び函館市地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 3月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 5月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	鹿部町、函館市 岩戸町、双見 町、大船町、豊 崎町、白尻町、 安浦町、川波 町、尾札部町、 木直町及び古部 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(64)	渡海共第64号	函館市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸 町、双見町、大 船町、豊崎町、 白尻町、安浦 町、川波町、尾 札部町、木直町 及び古部町を除 く）	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(65)	渡海共第65号	函館市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ぶり刺し網漁業 ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸 町、双見町、大 船町、豊崎町、 白尻町、安浦 町、川波町、尾 札部町、木直町 及び古部町を除 く）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、225メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(66)	渡海共第66号	函館市、北斗 市、上磯郡木 古内町及び知 内町並びに松 前郡福島町及 び松前町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	函館市（岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、白尻町、安浦町、川波町、尾札部町、木直町、古部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新寒山町、富浦町、島泊町、元狩町、恵山町、御崎町、船野町、恵山町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、女那川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀬町、豊浦町、吉原町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、館町、沼町、舟子町、瀬田来町、汐富町、盛谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新湊町、敷島町、志保町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(67)	渡海共第67号	函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-	函館市（第戸町、双見町、大船町、豊崎町、白根町、安浦町、川後町、尾札部町、木道町、吉部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新志山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山脚町、御崎町、柏野町、恵山町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀬町、豊浦町、吉備町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、館町、沼町、弁子町、瀬田浜町、汐留町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新湊町、銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					いわし刺し網漁業						
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで					
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
(68)	渡海共第68号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	さめ刺し網漁業	11月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-	函館市（第戸町、双見町、大船町、豊崎町、白根町、安浦町、川後町、尾札部町、木道町、吉部町、鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新志山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山脚町、御崎町、柏野町、恵山町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、女郎川町、川上町、日和山町、中浜町、大瀬町、豊浦町、吉備町、日浦町、原本町、新二見町、浜町、丸山町、館町、沼町、弁子町、瀬田浜町、汐留町、釜谷町、小安町、小安山町、石崎町、白石町、鶴野町、古川町、石倉町、新湊町、銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、高松町及び根崎町を除く）、北斗市、木古内町、知内町、福島町及び松前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
					たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
					ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(69)	渡胆海共第1号	室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二世部八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石壘岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(70)	渡胆海共第2号	室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二世部八雲町並びに茅部郡森町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、長万部町、八雲町（熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石壘岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）及び森町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(71)	長海区第1号	山越郡長万部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長万部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(72)	八海区第1号	二世部八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町（東野、彦部、栄浜、入沢、熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石船平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石壘岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く）	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(73)	八海区第2号	二世部八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町東野、彦部、栄浜及び入沢	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(74)	森海区第1号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町（森町字砂原を除く）	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(75)	森海区第2号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町字砂原	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(76)	森海区第3号	茅部郡森町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	森町字砂原	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業 権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(77)	鹿海区第1号	茅部郡鹿部町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(78)	鹿海区第2号	茅部郡鹿部町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(79)	鹿海区第3号	茅部郡鹿部町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	鹿部町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(80)	函海区第1号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市岩戸町、 双見町、大船 町、豊崎町、臼 尻町及び安浦町	別紙のとおり	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(81)	函海区第2号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市川汲町、 尾札部町、木直 町及び古部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(82)	函海区第3号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜 町、新八幡町、絵紙 山町、新恵山町、富 浦町、島泊町、元村 町、恵山岬町、恵山 町、栢野町、御崎 町、古武井町、日ノ 浜町、高岱町、吉畑 町、豊浦町、大淵 町、中浜町、女郎川 町、川上町、日和山 町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(83)	函海区第4号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜 町、新八幡町、絵紙 山町、新恵山町、富 浦町、島泊町、元村 町、恵山岬町、恵山 町、栢野町、御崎 町、古武井町、日ノ 浜町、高岱町、吉畑 町、豊浦町、大淵 町、中浜町、女郎川 町、川上町、日和山 町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(84)	函海区第5号	函館市地先	別紙のとおり	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(85)	函海区第6号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、栢野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大瀧町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(86)	函海区第7号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、栢野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大瀧町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(87)	函海区第8号	函館市地先	別紙のとおり	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(88)	函海区第9号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、栢野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大瀧町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(89)	函海区第10号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、常浦町、島泊町、元村町、恵山御町、恵山町、栢野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大瀧町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(90)	函海区第11号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(91)	函海区第12号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に 関し必要な事項
(92)	函海区第13号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市原木町、 新二見町、浜町、 館町、泊町 及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(93)	函海区第14号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市瀬田来町、 汐首町及び釜谷町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(94)	函海区第15号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市小安町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(95)	函海区第16号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市石崎町、 白石町及び鶴野町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(96)	函海区第17号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(97)	函海区第18号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市古川町、 石倉町、新湊町 及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(98)	函海区第19号	函館市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	函館市赤坂町、 瀬戸川町、高松町、 志海苔町及び根崎町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(99)	北斗海区第1号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(100)	北斗海区第2号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(101)	北斗海区第3号	北斗市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(102)	木海区第1号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町、知内町 字中の川及び森越	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(103)	木海区第2号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(104)	木海区第3号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(105)	木海区第4号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(106)	木海区第5号	上磯郡木古内町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	木古内町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(107)	知海区第1号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(108)	知海区第2号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(109)	知海区第3号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(110)	知海区第4号	上磯郡知内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(111)	福海区第1号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(112)	福海区第2号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(113)	福海区第3号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(114)	福海区第4号	松前郡福島町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(115)	松海区第1号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(116)	松海区第2号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(117)	松海区第3号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(118)	松海区第4号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(119)	松海区第5号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(120)	松海区第6号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(121)	松海区第7号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(122)	松海区第8号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(123)	松海区第9号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(124)	松海区第10号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(125)	松海区第11号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]
(126)	松海区第12号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(127)	松海区第13号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(128)	松海区第14号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]
(129)	松海区第15号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]
(130)	松海区第16号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(131)	松海区第17号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(132)	松海区第18号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(133)	松海区第19号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(134)	松海区第20号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(135)	松海区第21号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(136)	松海区第22号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(137)	松海区第23号	松前郡松前町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	松前町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

渡島海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権） 別紙

区分	漁場番号	条件																																	
(71) (72) (73) (74) (75) (77) (78) (79) (80) (81)	長海区第1号 八海区第1号 八海区第2号 森海区第1号 森海区第2号 森海区第3号 鹿海区第1号 鹿海区第2号 鹿海区第3号 函海区第1号	<p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、(※1)台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、(※2)台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。</p>																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁場番号</th> <th>※ 1</th> <th>※ 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長海区第1号</td> <td>6,365</td> <td>4,171</td> </tr> <tr> <td>八海区第1号</td> <td>5,646</td> <td>3,632</td> </tr> <tr> <td>八海区第2号</td> <td>4,195</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>森海区第1号</td> <td>5,000</td> <td>2,830</td> </tr> <tr> <td>森海区第2号</td> <td>1,182</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>森海区第3号</td> <td>168</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>鹿海区第1号</td> <td>769</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>鹿海区第2号</td> <td>706</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>鹿海区第3号</td> <td>327</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>函海区第1号</td> <td>540</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	漁場番号	※ 1	※ 2	長海区第1号	6,365	4,171	八海区第1号	5,646	3,632	八海区第2号	4,195	2,000	森海区第1号	5,000	2,830	森海区第2号	1,182	578	森海区第3号	168	120	鹿海区第1号	769	453	鹿海区第2号	706	470	鹿海区第3号	327	159	函海区第1号	540	540
漁場番号	※ 1	※ 2																																	
長海区第1号	6,365	4,171																																	
八海区第1号	5,646	3,632																																	
八海区第2号	4,195	2,000																																	
森海区第1号	5,000	2,830																																	
森海区第2号	1,182	578																																	
森海区第3号	168	120																																	
鹿海区第1号	769	453																																	
鹿海区第2号	706	470																																	
鹿海区第3号	327	159																																	
函海区第1号	540	540																																	